

供与終了

震 援 号 外
平成●●年●●月●●日

〒●●●●—●●●●●
●●市●●●●
●● ●● 様（御中）

宮城県保健福祉部震災援護室長
（ 公 印 省 略 ）

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の終了について（通知）

東日本大震災の発生に伴う民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宮城県では、災害公営住宅等の恒久住宅の整備状況等を踏まえ、入居者の被災時住所が下記の市町である場合は、現在応急仮設住宅として借り上げている民間賃貸住宅の供与を終了することと致しました。

つきましては、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第4項に基づき、「**定期建物賃貸借契約終了の事前通知書**」（同封の紫色の用紙です。）に必要事項を御記入いただき、平成●●年●●月●●日までに宮城県応急仮設住宅契約事務センター宛て、同封の返信用封筒にて御返送願います。

記

○供与終了の市町村（入居者の被災時住所）

宮城県：塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、山元町、南三陸町、仙台市、亘理町、七ヶ浜町（計9市町）

福島県：別紙「**県借上げ住宅の供与終了（入居期間終了）に伴う手続フロー**」のとおり（お知らせ）

現在の賃貸借契約の終了に伴い、別紙「**定期建物賃貸借契約終了の事前通知書**」記載の入居者に対する応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ）の供与は終了になります。現在の定期建物賃貸借契約の終了後は、宮城県が当該入居者に対して新たに物件を借り上げることはありません。

（参考）

（1）既に供与を終了している宮城県内の市町村は、白石市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の計23市町村です。

（2）上記供与終了の市町のうち下線の6市町において、6年間の供与期間内に住宅再建先に入居できない特定の要件に該当する方については、供与期間が現在の契約終期の翌日から1年が満了する日、又は平成30年3月31日のいずれか早い日まで延長となっております。

お問合せ先：宮城県応急仮設住宅契約事務センター
電 話：022-745-0565

定期建物賃貸借契約終了の事前通知書

平成 年 月 日

(乙) 借主

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

(甲) 貸主 住 所

氏 名

電話番号

印

シヤチハタ
不可

同一人物です

私が賃貸している下記の賃貸借物件の契約期間の満了により賃貸借が終了することを借地借家法第 38 条第 4 項の規定により通知します。

記

賃貸借物件

整理番号	●●●●●●	契約締結日	平成●●年●●月●●日
物件名	●●アパート ●●●号室		
物件所在地	●●市●●		
貸主名	●●●●●●		
入居者名	●●●●●●		
契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで		

(注) 現在の契約内容から印字しています。

問合せ先が貸主と相違する場合は御記入願います。

会社名等	担当者名	
	電 話	
	F A X	

(お知らせ)

現在の賃貸借契約の終了に伴い、上記の入居者に対する応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ）の供与は終了します。現在の定期建物賃貸借契約の終了後は、宮城県が当該入居者に対して新たに物件を借り上げることはありません。

平成●●年●●月●●日までに、必ず御提出願います。

県借上げ住宅の供与終了（入居期間終了）に伴う手続フロー【貸主用】

【供与を終了する市町村】（入居者の被災時住所）

宮城県：塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、山元町、南三陸町、仙台市、亘理町、七ヶ浜町（計9市町）

福島県：下記を除く市町村（区域）

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾町及び飯舘村の全域
南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（H28.7.12 解除）

川俣町の避難指示区域

川内村大字下川内字貝ノ坂及び字荻の全ての区域（H28.6.14 解除）

いわき市、相馬市、南相馬市（上記区域を除く）、広野町、新地町のうち、平成29年3月末までに住宅再建先に入居できない特定の要件に該当する方

（※1）既に供与を終了している宮城県内の市町村は、白石市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の計23市町村です。

（※2）上記供与終了の市町のうち下線の6市町において、6年間の供与期間内に住宅再建先に入居できない特定の要件に該当する方については、供与期間が現在の契約終期の翌日から1年が満了する日、又は平成30年3月31日のいずれか早い日まで延長となっております。

【1】宮城県から貸主又は管理者、及び入居者へ

・「供与期間の終了」を通知

【2】貸主又は管理者は

・「定期建物賃貸借契約終了の事前通知書」に記名押印の上、宮城県へ返送してください。

【3】入居者は

・契約期間満了日までに退去の準備をしてください。

【4】自宅の修繕又は購入及び、他の賃貸住宅又は公営住宅等へ転居する場合

・被災者生活再建支援制度や公営住宅への転居等については、被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談ください。

【5】現在お住まいの物件を御自身で借りる場合

・貸主又は管理者に御相談ください。

【6】その他、住宅の再建等について御相談がある場合

・被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談ください。

【7】退去の手続

・入居者は、事前に貸主等と調整した上で、貸主等の立会いのもと退去してください。
・契約期間の途中で退去する場合は、退去する月の前月1日までに、入居者は市町村窓口へ解約申出書を提出してください。（遅れた場合、その分の賃料等を請求することがあります。）